

「二〇二二事務年度 金融行政方針」の概要とポイント

二〇二二年八月三十一日、金融庁から「二〇二二事務年度 金融行政方針」を乗る越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ」(以下、「二〇二二年度金融行政方針」という)が公表されました。本稿では、二〇二二年度金融行政方針を踏まえた金融行政の動向と、JAが認識しておく重要なポイントを読み解き、分析します。

二〇二二年度金融行政方針の構成

二〇二二年度金融行政方針は、次の三つの章で構成されています。(図表1)

- I. コロナを乗り越え、力強い経済回復を後押しする
- II. 活力ある経済社会を実現する金融システムを構築する
- III. 金融行政をさらに進化させる

また、金融行政方針本文に加えて、「コラム」「補足資料」が

公表されています。

コラムとしては「地域銀行の経営状況」「金融仲介機能の発揮に向けた実態把握の取組み」「サステナブルファイナンスを巡る動き」「東京証券取引所における上場株式市場の構造改革」「金融事業者の顧客本位の業務運営に関する取組状況」「金融分野のシステム障害分析レポート」など全一八項目が設けられており、また、補足資料においては、二〇二二年度金融行政方針の各項目に関し、「昨

のぞみ総合法律事務所

弁護士 川西 拓人

2002 年京都大学法学部卒業、2003 年弁護士登録、弁護士法人御堂筋法律事務所入所。2008～2010 年金融庁検査局出向（金融証券検査官・専門検査官）。2015 年 7 月より現職。



事務年度の実績」と「本事務年度の作業計画」が記載され、現在の金融行政の方向性が示されています。

「I. コロナを乗り越え、力強い経済回復を後押しする」について

「コロナを乗り越え、力強い経済回復を後押しする」の項は、「1. 金融機関による資金繰り支援」「2. 地域経済再生のための取組み」「3. モニタ

【図表 1】2021 年度金融行政方針の構成

I. コロナを乗り越え、力強い経済回復を後押しする

第一に、新型コロナウイルス感染症による深刻な影響を受けた経済社会を、金融機関が引き続き金融仲介機能を發揮して力強く支えぬくことができるよう、行政としても万全を期す。さらに、ポストコロナの活力ある経済の実現を目指して、金融機関等による事業者の経営改善・事業再生・事業転換支援等を促していく。

- 金融機関に対して、事業者の資金繰り支援に万全を期すよう求めていくとともに、対応状況を確認する。企業決算・監査への対応についても、関係者間で適切な連携を図る。
- 豪雨等の自然災害の発生時には、金融機関に対して、きめ細かな被災者支援を行うよう促していく。自然災害債務整理ガイドラインの活用など、自然災害やコロナの影響で債務弁済が困難となった個人・個人事業主の生活・事業の再建支援を促す。
- 金融機関等による事業者の経営改善・事業再生・事業転換支援等の取組みを促す。このため、事業者支援にあたっての課題と対応策を共有する「事業者支援態勢構築プロジェクト」の推進、中小企業の実態を踏まえた事業再生のための私的整理ガイドラインの策定等を行う。
- 地域経済全体の活性化に向け、地域企業のための経営人材マッチングを促進するほか、金融機関職員の地域・組織・業態を超えた事業者支援のノウハウ共有や兼業・副業の普及・促進を後押しする。
- 地域金融機関が地域の実情等を踏まえ持続可能なビジネスモデルを構築するよう、対話を通じて経営改革に向けた取組みを支援していく。

III. 金融行政をさらに進化させる

第三に、「金融育成庁」として国内外の経済社会に貢献していくため、データ分析の高度化等を通じたモニタリング能力の向上や、専門人材の育成など、金融行政を担う組織としての力を高めていく。

- 金融機関からの徴求データを企業の個社データと組み合わせた分析を実施するなど、データ分析の高度化を推進する。
- 金融行政各分野の専門人材の育成を進めるとともに、職員の主体的な取組みを奨励する枠組みの一層の活用、財務局とのさらなる連携・協働、職員が能力を発揮できる環境の実現や、質の高いマネジメントによる組織運営を推進する。

（出所）金融庁「2021 事務年度 金融行政方針～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システム構築～」

II. 活力ある経済社会を実現する金融システムを構築する

第二に、国内外の経済社会・産業をめぐる変化を成長の好機と捉え、国内外の資金の好循環を実現するとともに、金融サービスの活発な創出を可能とする金融システムを構築することにより、活力ある経済・社会構造への転換を促していく。

- 金融分野におけるデジタル・イノベーションを推進するため、利用者保護の確保を図りつつ、送金手段や証券商品のデジタル化に対応した金融制度の検討、決済インフラの高度化・効率化等を進める。
- 国際金融センターとしての地位確立を目指し、海外金融事業者に対する登録手続きの迅速化や英語対応の強化を一層進めるほか、金融創業支援ネットワークを構築する。また、積極的なプロモーションを進める。
- サステナブルファイナンスを推進し、国際的な議論において主導的な役割を担う。国内外の成長資金が日本企業の脱炭素化への取組みに活用されるよう、企業開示の充実、グリーンボンド等の認証枠組みや情報プラットフォームの構築による「グリーン国際金融センター」の実現等を図る。
- インベスメント・チェーン全体の機能向上に向け、投資家保護にも留意しつつ、成長資金の供給を含む、市場機能向上のための制度・市場慣行の点検・見直しを行う。あわせて、コーポレートガバナンス改革を推進するとともに、会計監査を巡る諸課題を総合的に検討する。
- 利用者目線に立った金融サービスの普及を促すため、顧客本位の業務運営についての取組状況の見える化等を進める。
- マネロン等対策の強化やサイバーセキュリティの確保のほか、システムリスク管理態勢の強化を促す。



一解説一

押さえておきたい

二〇二二（令和四）年度

年金制度改正のポイント

はじめに

「公的年金制度の定期健康診断」ともいわれる財政検証が、五年に一度行われます。

二〇一九（令和元）年の財政検証では、被用者保険の適用拡大や保険料拠出期間の延長、受給開始時期を繰下げることが、公的年金の給付水準確保に効果が高いことが示されました。これを踏まえて、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下、「改正法」という）が、二〇二〇

（令和二）年六月五日に公布されました。

この改正法は、より多くの人がより長く多様な形で働く社会へ変化するなかで、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るためのものです。

主な改正事項としては、次の点が挙げられます。

【公的年金制度】

- ・被用者保険の適用拡大
- ・在職中の年金受給の在り方の見直し

・受給開始時期の選択肢の拡大

・国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切換え（二〇二二（令和四）年四月）

・未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加（二〇二二（令和三）年四月）

・短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年齢を三年から五年に引上げ（二〇二二（令和三）年四月）

・児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し（二〇二二（令和三）年三月）など

【その他】

・年金生活者支援給付金制度に関する所得・世帯情報照会の対象者の見直しによる請求書送付（二〇二二（令和三）年八月）

加えて、老後の充実した生活を支えるための企業年金・私的年金についても、次の項目が挙げられます。

【企業年金・私的年金】

・確定拠出年金の加入可能年齢の引き上げ（二〇二二（令和四）年五月）

・受給開始時期を上限七〇歳から七五歳に引上げ（二〇二二



社会保険労務士 佐々木 裕子

埼玉県出身。JAや金融機関、企業で研修講師を務めている。特定社会保険労務士、1級DC（企業年金総合）プランナー、キャリアコンサルタント（国家資格）、AFP（日本FP協会認定）。

（令和四）年四月

・確定拠出年金における中小企業向け制度である簡易型DCとiDeCoプラスの対象範囲を一〇〇人以下から三〇〇人以下に拡大（二〇二〇（令和二）年一〇月）

・企業型確定拠出年金加入者のマッチング拠出と個人型確定拠出年金加入の選択（二〇二二（令和四）年一〇月）など

この改正法のなかで、本稿では、公的年金制度の主な見直しである「被用者保険の適用拡大」「在職中の年金受給の在り方の見直し」「受給開始時期の選択肢の拡大」についてみていきます。



1 被用者保険の適用拡大

(1) 現状と改正の経緯

働き方や企業規模・形態にかかわらず、被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の被保険者となることが望ましいのですが、短時間労働者として働く方の中には、国民年金・国民健康保険に入っている方がいます。

被用者保険の適用拡大が進めば、報酬に比例した保険料を負担したうえで、国民年金である基礎年金と報酬比例による厚生年金が受け取れます。働き方や企業による雇い方の選択において、社会保険制度の取扱いによって選択をゆがめられたり、不公平を生じないようにし、企業としても働きたい人の能力発揮の機会や企業運営に必要な労働力を確保しやすくなることが期待されます。

被用者として働いているにもかかわらず国民年金を納付している方（第一号被保険者）は、

国民年金滞納による無年金・低年金の可能性があります。また、配偶者の被扶養配偶者（第三号被保険者）は、年収一三〇万円以上となると扶養でなくなるため、働き方を調整している方もいますが、自ら被用者保険に加入すれば働く時間を自由に選べます。

国民年金の財政では、国民年金加入者が厚生年金被保険者となることで改善され、マクロ経済スライド調整終了後の所得代替率の改善や基礎年金水準の確保となり、年金制度における所得再分配機能の維持につながるかとされています。

現在、短時間労働者の被用者保険（厚生年金保険と健康保険）の適用要件は、一週間の所定労働時間および一カ月の所定労働日数が、同じ事業所に使用される通常の労働者の所定労働時間および所定労働日数の四分の三以上です。

わかりやすく所定労働時間で捉えてみると、一週間の所定労働時間が四〇時間の企業の場合、週の所定労働時間が三〇時間以上の短時間労働者が被用者保険に加入します。

二〇一六（平成二八）年一〇月より、この適用要件を満たさなくても、被用者保険に加入することになりました。現在の短時間労働者への被用者保険の適用は、企業規模が従業員五〇〇人超で、週の所定労働時間が二〇時間以上、勤務期間が一年以上見込まれ、賃金月額八万八〇〇〇円以上、学生（夜間・通信制・定時制以外）でないこと、という要件をすべて満たす必要があります。

(2) 適用される企業規模要件の拡大

この改正法では、企業規模要件を二〇二二（令和四）年一〇月に一〇〇人超、二〇二四（令和六）年一〇月に五〇人超と適用になる企業が拡大されます。この従業員とは、短時間労働者

—2021年—

特別企画

重要判例解説ダイジェスト



弁護士
(元大阪高等裁判所判事)
黒田 直行

2021 年も、金融界に大きな影響を及ぼす判例が数多く出されました。12月号では、毎年恒例の特別企画として、重要判例をダイジェストで紹介いたします。本誌や判例誌に掲載されたもののうち、JAの業務に深く関わる12の判例解説を、1年間のおさらいとしてご活用ください。

〈掲載項目〉

一般

1. 信用金庫の貸付・割引金回収不能と理事の責任
2. 新会社につき法人格が否認された事例
3. 任意後見契約登記後の法定後見開始申立の適否

貯金

4. 預金払戻が預金債権の準占有者に対する弁済として有効とされた事例
5. 盗難カードによる預金払戻と預貯金者保護法による補てん金請求

管理

6. 相続税算定における相続不動産の評価方法
7. 建物敷金返還債務の共同相続による承継
8. 先取特権者の配当要求による債権の消滅時効中断の効力
9. 数個の貸金の一部弁済と消滅時効中断の範囲

倒産

10. 貸金債権と売買代金債権との相殺に対する破産否認

その他

11. 建設機械の即時取得

……(一般)……
1 信用金庫の貸付・割引金回収不能と理事の責任(福岡高宮崎支判令和元・六・一九金融法務事情二一五四号四六頁。本誌六〇九号五三頁参照)

【事案】

- ① Z信用金庫は、A社に対して、一億三〇〇〇万円の本件手形貸付をした。
- ② 本件手形貸付は、Zの常勤理事で構成する理事会の稟議・承認を得て実行された。
- ③ Aは、破産手続開始決定を

▶▶▶ 判決要旨

一 信用金庫の理事が融資の可否を判断するに当たっては、この判断が将来の予測を踏まえた専門的、総合的判断であることに鑑み、「経営判断」として一定の裁量が認められる。

二 また、融資に当たり、取引支店および本店融資部等がそれぞれの立場から情報収集、分析、検討する手続きの整備されている信用金庫においては、理事は、特別の事情がない限り、各部署

受け、本件手形貸付金は、回収不能になった。
④ Zの会員Xは、Zの理事Yらに対して「Yらは、本件手形貸付につきZの理事としての善管注意義務・忠実義務違反がある」と主張し、回収不能額金一億三〇〇〇万円の損害賠償を求めると、会員代表訴訟を提起した。

が行なった情報収集、分析、検討に依拠して判断することが許される。

解説

1 理事の義務と責任

信用金庫の理事は、金庫に対して、①善良な管理者の注意をもって事務を処理する義務（善管注意義務。信用金庫法三三条、民法六四四条）、②金庫のため忠実に職務を行う義務（忠実義務。信用金庫法三五条の四）を負う。理事がこれらの義務を怠り、金庫に損害を与えたときは、損害を賠償しなければならぬ（同法三九条）。なお、農協理事についても、同様の義務と責任がある（農協法三〇条の三、民法六四四条、農協法三五条の二第一項、三五条の六）。

2 善管注意義務

法人役員が企業経営について善管注意義務を果たしたかどうかは、①合理的な情報収集、調査検討が行われたか、②これらに基づき不合理な判断がされなかったか、という観点から決

められる。これを「経営判断の原則」という。

また、役員の企業経営の判断は、特別の事情がない限り、下部組織が行なった情報収集、分析検討を基礎として判断をすることが許される。これを「経営判断における信頼の原則」という。この原則の適用が認められない「特別の事情」とは、①下部組織の構築に不備がある場合、②下部組織の情報収集・分析検討に、これに依拠して意思決定をすることに躊躇を覚えるような不足・不備がある場合である。

3 会員代表訴訟

理事が金庫に損害を与えた場合、金庫自身が理事に対する責任追求の訴え（損害賠償請求訴訟）を提起しないときは、会員が金庫のために責任追求の訴えを提起することができる（信用金庫法三九条の六、会社法八四七条三項）。これを「会員代表訴訟」という。

4 本件について

本件判決は、①非常勤理事に

ついて、本件手形貸付の稟議には関与していないから、その善管注意義務違反を問うことはできないとし、稟議に関与した理事についても、経営判断の原則および経営判断における信頼の原則を適用して、理事会稟議資料、店長意見書等の記載等から、貸付先の経営悪化を予測することは、予測困難であったと判断し、善管注意義務違反を認めなかった判決である。

……（一般）……

2 新会社につき法人格が否認された事例

（東京地判令和三・二・一二金融法務事情二一六八号七二頁。本誌六一六号五九頁参照）

【事案】

- ① X社は、Z株式会社に対し、六〇〇〇万円の本件貸付債権を取得した。
- ② その後、Zと同じ営業目的のY株式会社が設立された。

③ Xは、Yに対して、「Yは、Zと一体の会社であり、Zの負債の履行を免れる目的で設立された会社であるから、本件貸付債務の履行を拒むことは、信義則上許されない」と主張して本件貸付金の支払いを求めた。

▶▶▶ 判決要旨

以下の事実を総合すると、Yは、Zの本件貸付債務を含む債務の履行を免れる目的で設立された、実質的にZと一体の法人であり、Yが「Zと別法人である」ことを理由に、本件貸付債務の弁済を拒むことは、信義則に照らし許されない。

- ① Yは、Zの従業員や顧客の大部分を引き継いだうえ、Zと同じ事業を開始した。
- ② Yの設立は、Zの経営破綻が必至の状況下で行われた。
- ③ Yの設立には、Zの代表取締役Aの意向が強く働いており、Aは、Yの最高経営責任者の肩書きを付けて経営